

## 令和元年度第3回高知県大規模小売店舗立地審議会議事録

作成者 経営支援課 主査 國藤

- 1 開催日時 令和元年11月25日(月)午後14時00分～午後15時00分
- 2 開催場所 高知城ホール 2F 「小会議室」
- 3 出席者 産田節雄、松本伸介、久武正義、西村澄子、楠瀬路易子  
他7名【山本課長・塚本チーフ・國藤(経営支援課)、佐々木主査(都市計画課)、恒石主査(環境対策課)、藤原次長、前田係長(交通規制課)】
- 4 議事  
【法第5条第1項 新設案件】  
案件1 株式会社エースワンの届出に関する審議について  
(名称) エースワン横内店

### 【議事録】

(審議)

定刻となり山本課長の司会により、令和元年度第3回高知県大規模小売店舗立地審議会を開催した。

山本課長が、本日の会議は委員5名が出席しており、高知県大規模小売店舗立地審議会条例(以下「条例」という。)第6条第3項による過半数の出席を満たしている旨の報告を行った。

次に、本日の議題について説明を行った後、議事の進行を条例第6条第2項により、本日の議長となる産田会長に引き継いだ。

産田会長が審議に先立ち、松本委員と西村委員の2名を本日の議事録署名人として指名し、本人及び会の承諾を得た。

産田議長が、事務局に対して、議事次第1の「エースワン横内店」における大規模小売店舗立地法第5条第1項新設の届出について説明を求め、事務局が「エースワン横内店」について、資料説明を行った。

-----

委員：駐車場が利用できる時間帯について、開店時刻が午前 7 時なので駐車場が利用できる時間帯は 6 時半からとなっているが、閉店時刻が午後 10 時なのに駐車場が利用できる時間帯も午後 10 時までとなっているのはなぜか。普通だともう少し余裕を持たせるものだと思うが。

事務局：午後 10 時までとなっているのは、周りの住民の方への配慮というのがあって、特に駐車場のすぐ近くに建てられている住宅の方への配慮ということで、22 時になり次第すみやかに出ていただくようにするということです。周りの住民の方に騒音の影響がなるべく出ないようにしていただくために、駐車場の利用時間も午後 10 時までとなっております。

委員：他店では、駐車場に午後 22 時までという仕切りや看板等が設置されたりしているところもあると思うんですけど…。

事務局：店舗の方でも閉店時間近くになると、店内でアナウンスしていただいて、すみやかに退店していただくような取組もしていただくことになっております。

委員：わかりました。感想になりますが、普段利用しないところなんですけど、先日行って参りました。良かったなと思ったのはエコステーション等があつて環境に配慮されているところと、出入口にゆとりがあつて、広い道からも行けるようになっていて、また入り口専用部分については小屋があると聞いていたのですが、やはりあそこは入り口専用にして良かったなと思いました。また出口専用の部分については向かいが郵便局か何かの駐車場になっておりましたので、そこの出入りが結構あると思うのでそこは注意すべきところかなと思いました。また歩行者自転車通路がお店の前にずらっと続いているのは良いなと思いました。というのもここは駐車台数もとても多いので、歩行者等の安全のためにも建物ごとこういう歩行者自転車専用通路があるのは良いなと思いました。

委員：騒音については、基準値以下ということで問題はないんだと思いますが、こちらは用途地域が 2 種類混在しているということで、50%を超える方の基準に合わせるということにより問題はないんですけども、少し無理しているところもあるかと思うので、騒音については苦情等あった場合は誠意を持って対応をとということにもなっていると思うが、騒音だけでなく土地利用など他のことについても何かあった場合は適宜ご対応いただけたらと思います。

議 長：開発道路のことが少し気になるんですが…。

事務局：開発道路のことについては、設置者さんの方から少しご説明いただいても構いませんでしょうか。

設置者：経緯についてですが、まず先行して立地法の手続きをさせていただいて、その時点では開発道路というものはなかったんですけども、途中で建築確認等の協議に入って、前から話していた協議では開発道路の話は出てきていなかったんですけど、高知市の方に建築確認の途中経過で、用途地域の問題がありましてそこを明確に区分するために何らかの道路をつけた方が良いのではないかとということで、当初は開発道路ではなくて、立地指定道路ということで、そういった意味合いの道路をつけた方が、土地が明確に区分化されていいのではないかとということだったんですけど、その途中で市の都市計画課さんの方からそれは開発道路にあたるという話になって、開発道路とするのであればどうしたらいいのかという話になり、今の図面の形態になって、それが確定事項となり市からあがってきたので、そのことについて県へ経緯をご説明し、差し替えてご提示しているのが現状となっております。

議 長：全体の開発許可は取り直したんですか。

設置者：今の開発道路から東側の駐車場に関しては、第2駐車場みたいな形で当初から使用しておりました。今回増床予定側の土地を賃貸させていただいて、そこに増築するという事になったんですけども、新たに賃貸する土地は1000㎡に至っていなかったんで、開発許可はいらぬという話でスタートしていたんですけども、途中からこれは一体開発となるというお話になりまして、当初開発許可を取っているところもひっくりめると1000㎡を超えるので開発許可を出し直してくださいという話に途中からなりました。

議 長：開発許可を取り直されたということですね。

設置者：そうです。

委 員：既存棟の方は、食品加工場はつくられているんですか。

設置者：つくっています。

委員：水使用量が13トンというのは全体ですか。

設置者：既存分です。新たに設置する部分にはないです。

-----

産田議長より各委員に対し、これまでの審議を踏まえて意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

以上により、産田議長が閉会を宣言し、本日の審議会を終了した。